

○留守家庭児童会の運営負担金の見直しについて

1 制度の概要

(1) 目的

下校後、就労等により保護者が家庭にいない小学校児童を対象として、家庭的な雰囲気の中で健全な育成を助長し、指導に当たっては、児童の自主性を尊重しながら、家庭及び社会生活を営む上で必要な規律・礼儀・健康・安全など基礎的生活習慣を習得させることを目標としている。

(2) 実施状況

概ね各小学校において、校舎内又は学校敷地内で実施しており、スペース的に困難な場合は、近隣の民間住宅借上げ等により対応している。なお、平成27年度から、新たに民間事業者に対する補助制度を創設している。

平成27年度当初予算ベースの実施状況

設置・運営形態	設置場所等		か所数	定員	定員ベース 構成割合
公設公営	校舎内専用	余裕教室活用品	24	918	36.7%
		校舎内専用施設型	4	221	8.8%
	校舎内兼用		0	0	0.0%
	学校敷地内		20	838	33.5%
	民間住宅借上げ		12	402	16.1%
	公共施設活用		1	31	1.2%
	小計		61	2,410	96.4%
民設民営	小計		2	90	3.6%
合計			63	2,500	100.0%

平成27年度当初予算の概要（単位：千円）

予算事業名	報酬	需用費	委託料	使用料賃借	負担金補助	その他	歳出合計
留守家庭児童会運営費	290,429	12,843	3,275	13,137	287	13,123	333,094
留守家庭児童会開設費	11,089	12,453	934	3,258	8,526	3,732	39,992
留守家庭児童会施設補修費	0	1,037	0	0	0	0	1,037
留守家庭児童会複数校受入事業費	0	0	3,148	0	0	0	3,148
歳出合計	301,518	26,333	7,357	16,395	8,813	16,855	377,271

2 本事業を取り巻く状況

(1) 放課後の居場所づくりの推進（別途方針作成予定）

- ・ 中核市において比較すると、一般的に放課後児童に対する取組として、本事業のほか、児童館、放課後子供教室を柱とし、保育の必要の有無に関わらず放課後の居場所づくりに係る関連事業を実施している。
- ・ 本市は、児童館が6か所、放課後子供教室が未実施となっており、旭川市子ども・子育てプランをもとに、施策推進に係る基本的な考え方を方針等として整理する予定。

(2) 事業の実施の在り方（別途方針作成予定）

- ・ 定員超過や児童一人当たりの面積基準等を満たしていない児童会があるなど、保育環境の充実が必要となっている。
- ・ 本市では公設公営で実施しているが、民間事業者等が運営に関わることにより、事業内容の充実を期待できる。

(3) 利用者負担の状況

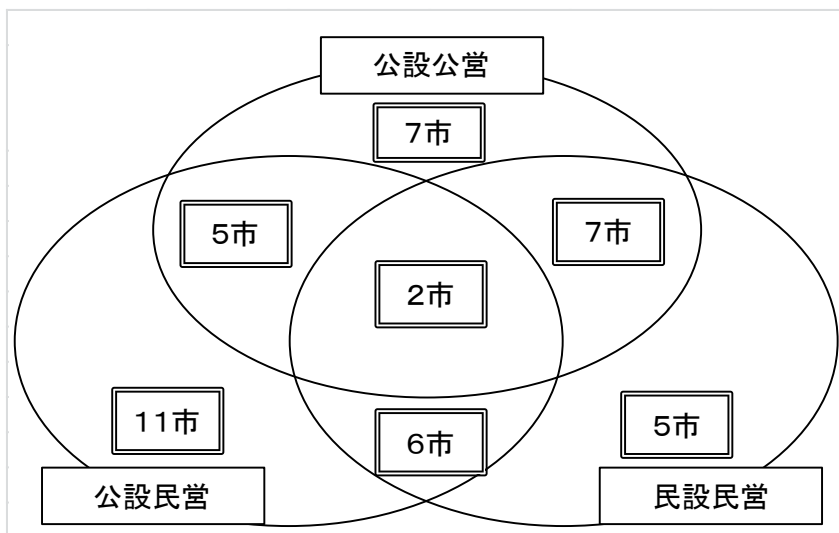
- ・ 昭和59年度に利用者負担として月額3,000円を設定し運営している。
- ・ この間、対象児童年齢の拡大や運営基準の見直し等を行っているほか、開設時間延長等のニーズへの対応も必要となっている。
そのため、子どもの保育環境の充実と保護者に対する利便性の向上を図るため、現行の利用者負担について見直しを行う。

3 中核市における実施状況（平成26年5月1日現在）

(1) 事業形態

- ・ 公設公営、公設民営、民設民営の3形態があり、本市は公設公営での実施となっている。公設公営のみでの実施は本市を含めて7市、他の形態で実施しているものも含めると、21市が公設公営の形態を実施している。

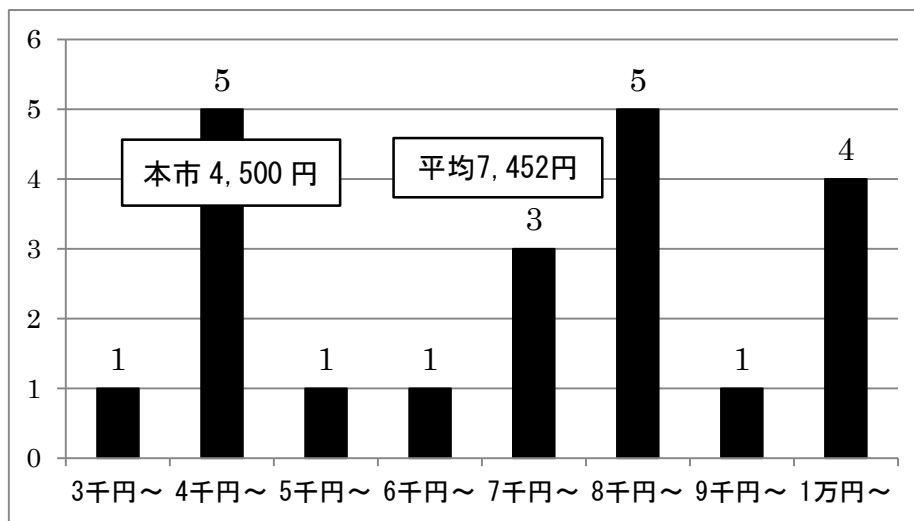
事業形態（公設公営・公設民営・民設民営）の状況



(2) 利用者負担

- ・ 本市においては、利用者負担として、月額利用料（3,000円）とともに、おやつ代（平均1,500円程度）を徴収しており、中核市においても、おやつ代を含めて月額利用料を設定又は別途徴収している。
- ・ なお、実施形態別の利用者負担の状況は、平均すると、公設公営と公設民営がほぼ同程度、民設民営がこれらよりも高い傾向にある。

中核市（公設公営）における利用者負担の状況（おやつ代1,500円として試算）

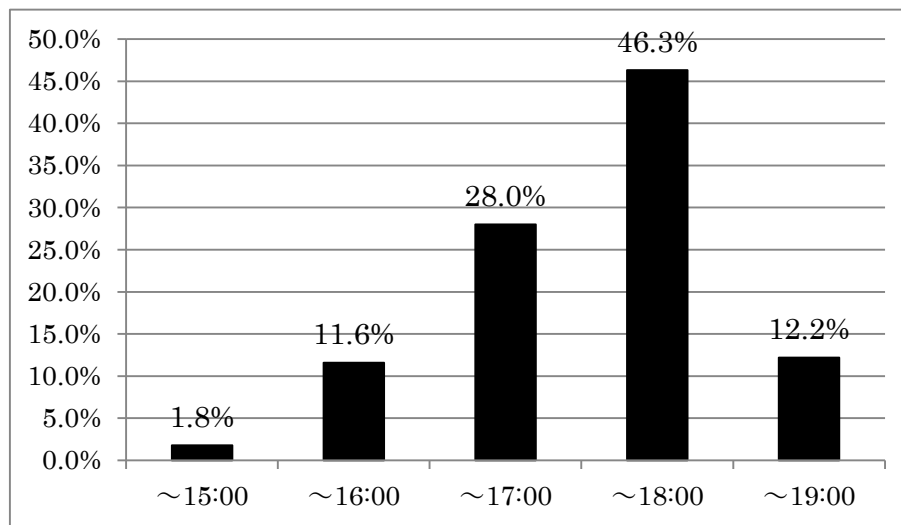


(3) 開設時間

ア 平日

- ・ 本市における平日の開始及び終了時間は、終業後、18:30までとしており、公設公営で実施している中核市と比較すると平均的な状況である。
- ・ また、平成25年度に、旭川市子ども・子育てプラン策定の基礎資料とするため、子育て中の保護者を対象として実施したニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）の状況からも、平日における開設時間については、概ね対応している状況にある。

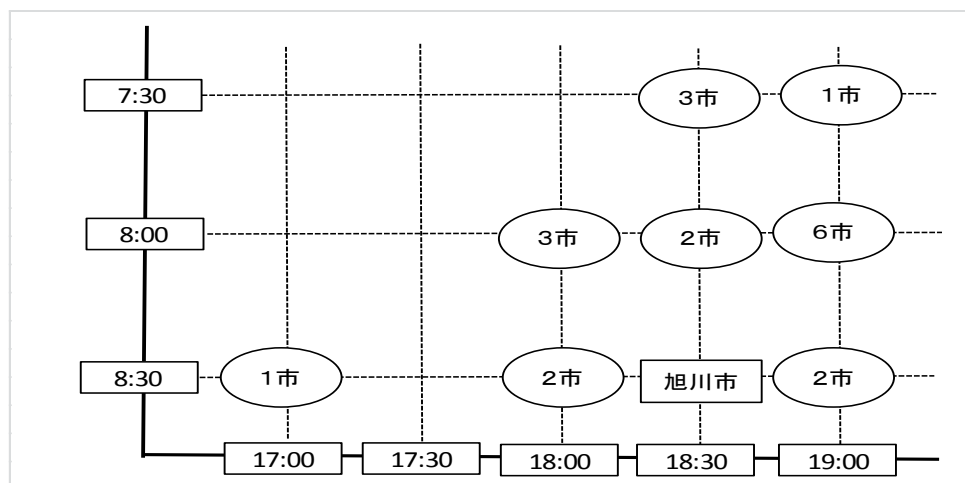
留守家庭児童会における利用時間の希望（ニーズ調査：小学校児童を持つ保護者）



イ 長期休業期間

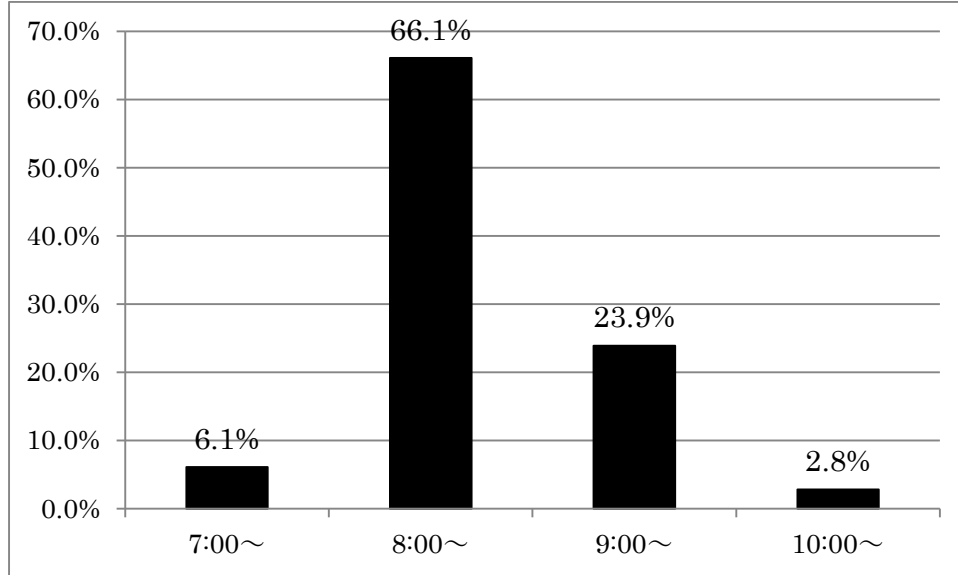
- ・ 本市における長期休業期間の開設及び終了時間は、8:30から18:30までとしており、公設公営で実施している中核市と比較すると、開始時間について、遅い状況にある。

中核市（公設公営）における長期休業期間の開始及び終了時刻の状況

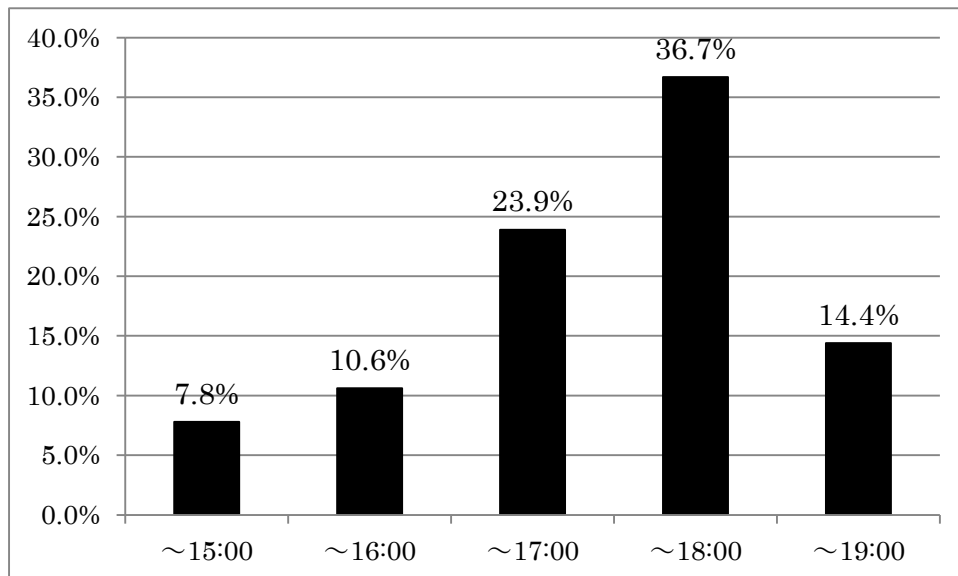


- ・ また、ニーズ調査によれば、特に、開始時刻については、30分程度早めることにより、多くのニーズに対応できる状況となっている。

長期休業期間における開始時刻の希望（ニーズ調査：小学校児童を持つ保護者）



長期休業期間における終了時刻の希望（ニーズ調査：小学校児童を持つ保護者）



4 見直しの方向性

事業実施に当たっての国の考え方や中核市における実施状況等を踏まえ、新たな水準として月額 5,000 円程度（おやつ代は別途）を目安とし、併せて、特に経済的支援の必要性が高い者に対する減免規定の充実等を検討する。

利用者負担と財源の状況

平成27年度当初予算 377,271千円		
国における目安:事業費の1/2を利用者負担		
国庫補助基準額(上限):266,652千円		
現 行	【月額3,000円】 利用者負担 59,452千円	市負担額 51,167千円
		国 88,884千円
		北海道 88,884千円
		旭川市 88,884千円
国 目 安	【月額10,000円程度】 利用者負担 188,264千円	国 63,002千円
		北海道 63,002千円
		旭川市 63,003千円
国 補 助 最 大	【月額5,000円程度】 利用者負担 110,619千円	国 88,884千円
		北海道 88,884千円
		旭川市 88,884千円
中 核 市 平 均	【月額6,000円程度】 利用者負担 118,904千円	国 86,122千円
		北海道 86,122千円
		旭川市 86,123千円

平成27年度当初予算（区分別の内訳）

区分	入会人数	利用者負担
非減免	1,719 人	月額 3,000 円
準要保護	718 人	月額 1,500 円
要保護	63 人	免除
合計	2,500 人	—

※ これらの区分は、教育委員会が認定した就学援助基準をもとに適用